

# 社会的養護における家庭養護の促進と ファミリーホームの役割

藪 一 裕

本研究は、社会的養護の養育体制の一つである小規模住居型児童養育事業（以下ファミリーホーム）と、里親養育、施設養護の養育形態である大舎制、中舎制、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設と比較することにより、ファミリーホームと、里親、施設との違いを明確にし、その利点、課題点について明らかにし、今後、ファミリーホームが社会的養護において、どのような役割を果たしていくことができるのかを示すことを目的としている。

キーワード：社会的養護、ファミリーホーム、新しい社会的養育ビジョン

## はじめに

### 1. 研究の背景

社会的養護を必要とする児童は、何らかの事情で本来生活すべき家庭で生活ができなくなった児童であり、日本で対象となる児童は現在約4万2千人といわれている（こども家庭庁、2023）。

社会的養護を必要とする児童は、家庭に代わり、社会が責任をもって保護・救済し、適切に養育されなければならない。

日本の社会的養護は、第二次世界大戦以前は篤志家が、第二次世界大戦後は施設養護が中心となり発展してきた。しかし、近年、1994（平

成6）年に、日本が児童の権利に関する条約に批准したことを契機に、社会的養護を必要とする児童の権利を保障することを目的に、施設養護中心の体制から、特別養子縁組や里親、ファミリーホームなどの家庭養護を優先する体制へと移行していく方針が次々に示されている。

厚生労働省は2017（平成29）年8月に「新しい社会的養育ビジョン」を示し、里親等委託率<sup>1)</sup>を当時の約2割程度から、5年から10年の年時目標を定め、対象児童の年齢に応じて、50%から75%に向上させる数値目標を定めた<sup>2)</sup>。この数値は、他国との比較により定められた目標であると考えられる。

日本では里親養育についての認知度の低さ、他国との文化の違いなどから里親制度は長年発展してこなかった。また、年時目標のような短期間での体制整備や、社会的な意識の改革は難しい状況である。

里親等委託率の算出においては、里親委託児童数の中にファミリーホーム委託児童数も含まれる。つまり、ファミリーホームは里親の1つの形態として定められていることとなる。

ファミリーホームが制度化されたのは、2009（平成21）年と日が浅く、事業形態も、自営型と法人型と2つの種類があり、委託措置児童の数に応じた措置費で運営されている。つまり、里親手当を受給することで運営するわけではない。諸外国には、このような事業形態は例がな

く、日本独自の養育形態をもつ事業であり、委託児童数も1ファミリーホームに5名から6名と多いという特徴がある。

家庭養護である養育里親は、最大4名までの児童の委託を受け、養育することができる。ファミリーホームは前述のように、5名から6名の児童の委託を受け、養育することができる第二種社会福祉事業である。一方、施設養護の形態の一つである、地域小規模児童養護施設は定員が6名であり、ファミリーホームと同じように地域分散化されているために、形態としては類似しており、その区別が難しいという意見が多い。そこには、どのような違いがあるのか、それぞれの養育形態の制度を研究することにより、明らかにしたい。

## 2. 研究方法

厚生労働省による「新しい社会的養育ビジョン」をはじめ、社会的養護に関連する政策に関する通知や、要綱、ファミリーホーム実践者による書籍などを元に、文献研究として施設養護、里親、ファミリーホームの各養育形態における特徴、課題点、効果について比較検討をおこなった。

## I. 施設養護から家庭養護へ

### 1. わが国の社会的養護の現状

#### (1) 社会的養護の体系

社会的養護とは、「保護者のいない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことである」（厚労省 HP）と規定されている。また、対象の子どもや家庭の特性や、ニーズに合わせて多様な支援システムを構築し、必要な支援を行っている。

社会的養護システムは、表-1に示されるように、大きく3つに区分されている。第1は「予防的事业」であり、これは在宅でのサービスを中心に構成される。第2は「家庭養護」であり、里親・ファミリーホームが含まれる。第3は「施設養護」であり、乳児院・児童養護施設等と家庭的養護が含まれる。

社会的養護の対象児童は、前述のように約4万2千人となっている。福祉行政報告例によると、2021（令和3）年3月末現在、里親委託児童数は6,019人（養育里親4,621人・専門里親206人・養子縁組里親384人・親族里親808人）・ファミリーホーム委託児童数1,688人であり、

児童福祉法による社会的養護実施体制（表I-1）

体系	事業・実施主体・実施者		
予防的事业	相談、ホームヘルプ、子育て支援短期利用事業などの事業		
家庭養護	里親	養育里親・専門里親 親族里親 養子縁組を希望する里親	
		小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	
施設養護		乳児院 児童養護施設 母子生活支援施設 自立援助ホーム	家庭的養護
		児童心理治療施設 児童自立支援施設	地域小規模児童養護施設 小規模グループケア

筆者作成

合計 7,707 人の児童が里親等に委託をされている。

他の児童は、児童福祉施設に措置される、または利用をしており、その数は、乳児院入所児童は 2,472 人、児童養護施設入所児童は 23,631 人、児童心理治療施設入所児童は 1,321 人、児童自立支援施設入所児童は 1,145 人、母子生活支援施設入所児童は 5,440 人、自立援助ホーム入所児童は 718 人であり、児童福祉施設に入所している児童の合計は、34,727 人となっている。

## 2. 社会的養護に関する国の動向

近年の社会的養護に関する国の施策を概観すると、家庭養護重視の方向に舵を切っている。2008（平成 20）年には被虐待児童をはじめとする、要保護児童を対象とした社会的養護の充実を目指し、養子縁組を前提とする里親と養育里親が区別化され、翌 2009（平成 21）年ファミリーホームが創設された。

2009（平成 21）年に子どもの代替的養育に関する国連指針が次のように示された。

- ① 児童を家族の養護から離脱させることは最終手段とみなされる。可能であれば一時的な措置であるべきであり、できる限り短期間であるべきである。
- ② 幼い児童、特に 3 歳未満の児童の代替養護は家庭を基本とした環境で提供されるべきである。
- ③ 脱施設化方針に照らした上で、代替策は発展すべきである。
- ④ 施設養護を提供する施設は、児童の権利とニーズが考慮された小規模で、可能な限り家庭や少人数のグループに近い環境にあるべきである。

2010（平成 22）年の「子どもの権利委員会勧告」では、①家庭的環境の提供が不十分なこと、②子どもの養護を、里親家庭、または居住

型養護における小集団編成のような家庭的環境のもとで提供すること、③里親養護を含む代替的養育の質を定期的に監視し、かつ、あらゆる養護現場による適切な最低基準の遵守を確保するための措置をとること、④金銭的支援がすべての里親に提供されるようにすること、という勧告がおこなわれた。日本の社会的養護の施設偏重といえる代替的養育体系に対して強く批判する内容である。

このような指針、勧告を受け、2011（平成 23）年に、厚生労働省から里親委託ガイドラインが通知された。

このガイドラインでは、「家庭生活での人間関係を学び、地域社会での社会性を養い、生活技術を獲得できる、などが期待でき、社会的養護では、里親を優先して検討されるべきである」と示された。

施設養護に関しては、「もっとも、里親の数の確保が不十分であり、様々な課題を抱える子どもに対応できる里親も少ない現状から、施設養護の役割も大きく、その質の充実に努める必要がある」として、里親委託優先の原則が示された。

さらに、2017（平成 29）年に「新しい社会的養育ビジョン」が示され、特に低年齢児の家庭養護を推進すべく、里親等委託率の目標数値と、達成年次目標が設定された。しかし、2021（令和 3）年の時点で里親等委託率は 22.8%であり、目標数値である 50%から 75%の達成には大きな乖離があり、目標数値の達成は非常に難しい状況である。その要因として考えられるのが、里親世帯数の不足と、里親への委託の難しさである。2021（令和 3）年の全国の里親数（養育里親、専門里親、親族里親、養子縁組里親を含めた里親）は 14,401 世帯で、そのうちの 82.3%にあたる 11,853 世帯は養育里親である。養育里親は、前年 11,047 世帯であり、1 年間で

7.3%増加している。しかし、実際に児童の委託を受けているのは3,774世帯であり、前年3,627世帯と比較し4.1%の増加にとどまっている。このように、里親の中心である養育里親のなり手や、児童の委託が急増することは今後とも考えにくく、里親等委託率の目標数値の達成のためにはファミリーホームを増設し、委託児童の増加を図ることが必要なのではないかと考えられる。

### 3. 家庭的養護と家庭養護

わが国では、長く大舎制といわれる施設サービスが社会的養護の役割を担ってきた。しかし、今後はより家庭に近い養護形態である家庭的養護と、家庭養護が促進されていくと考えられるので、ここではこれらの具体的な内容を取り上げる。

まず、児童養護施設をはじめとする児童福祉施設の養育体制を整理すると、本体施設の寮舎の形態として、大舎制（1養育単位あたりの児童定員数が20名以上の養育体制）、中舎制（同13名～19名が生活する養育体制）、小舎制（同12人以下が生活する養育体制）がある。一方、家庭的養護は本体施設の寮舎と別棟での小規模ケアの形態のことであり、小規模グループケアと地域小規模児童養護施設が含まれる。

#### (1) 家庭的養護

##### a. 小規模グループケア

1グループの児童定員が6人から8人を生活単位とする。1人部屋または2人部屋の居室にその他の生活設備を設置し、職員を配置する。本体施設の敷地内にいくつかのグループホームが集まって設置される形態である。家庭的な環境が確保され、個々のホームが孤立しにくいというメリットがある。原則、児童養護施設では児童定員数6人以上8人以下、乳児院では4人

以上6人以下が生活する養育体制である。本体施設の敷地外に設置されているものは分園型小規模グループケアといわれる。

##### b. 地域小規模児童養護施設（グループホーム）

1ホームの定員が6人で、本体施設を離れ地域内の民間住宅などを活用して運営するものである。家庭的な環境を作ることができる。本体施設と離れており、措置費の仕組みは、本体施設とは区分される。

#### (2) 家庭養護

家庭養護は里親・ファミリーホームから構成される。

##### a. 里親制度

里親制度とは、児童相談所が要保護児童の養育を委託する制度であり、養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親の4種類がある。養育里親とは「家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭に受け入れて、養育する」タイプである。専門里親とは「養育里親のうち、虐待や非行などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する」タイプである。養子縁組里親とは「養子縁組によって、子どもの養親になることを希望する」タイプをいう。親族里親とは「実親が死亡、行方不明などにより養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する」タイプである。

2008（平成20）年の児童福祉法の改正によって、養育里親と養子縁組を希望する里親とを制度上区分し、2009（平成21）年には養育里親と専門里親に研修を義務化、さらに2017（平成29）年に一貫した里親支援を児童相談所の業務として位置づけた。

##### b. ファミリーホーム

2009（平成21）年度に新たに創設された制度で、養育者の住居で子ども5～6人の養育を行うタイプであり、里親を大きくした里親型の



グループホームとされる。家庭養育を促進するために、要保護児童を対象に養育者の住居において、子ども間の相互作用を活かしながら、子どもの自主性を尊重して、基本的な生活習慣を確立し、豊かな人間性と社会性を養い、子どもの自立を支援する事業である（厚労省 HP「里親制度について」）。

## Ⅱ. 「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえた養育環境の比較

### 1. 新しい社会的養育ビジョンが目指す改革点

2016（平成 28）年児童福祉法改正では、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定し、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親による養育を推進することを明確にした。

この改正法の理念を具体化するための工程を示したものが「新しい社会的養育ビジョン」である。

同ビジョンの骨子として、①市区町村を中心とした支援体制の構築、②児童相談所の機能強化と一時保護改革、③代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、④永続的解決（パーマネンシー保障）の徹底、⑤代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底の 5 点を示している。

その骨子の実現に向けた工程として、①市区町村の子ども家庭支援体制の構築、②児童相談所・一時保護改革、③里親への包括的支援体制（フォスタリング機関）の抜本的強化と里親制度改革、④永続的解決（パーマネンシー保障）としての特別養子縁組の推進、⑤乳幼児の家庭

養育原則の徹底と、年限を明確にした取り組み目標、⑥子どもニーズに応じた養育の提供と施設の抜本的改革、⑦自立支援（リービング・ケア、アフター・ケア）、⑧担う人材の専門性の向上などを示している。

その骨子と工程に関連する項目と、児童福祉法による現在の社会的養護における養育体制の中でより家庭的な小規模を特性とする形態を取り上げて比較する。ここでは、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設と家庭養護のカテゴリーである里親、ファミリーホームについて、同ビジョンへの対応度を比較する（表Ⅱ-1）。

### 2. 工程項目別の比較

#### (1) 児童相談所・アセスメント一時保護の改革

新しい社会的養育ビジョンの実現に向けた工程で、社会的養護の養育形態について言及しているものとして、「児童相談所・一時保護改革」が挙げられる。一時保護改革として、機能別に「緊急一時保護」と「アセスメント一時保護」の 2 類型に分類し、閉鎖空間での緊急一時保護の期間を数日以内とすると示している。この閉鎖空間とは、児童相談所に付随する一時保護所を指している。一時保護所では、緊急の保護を要する児童を、24 時間受け入れることができる機能や、児童の保護者に対して行政措置として、面会制限や接見制限をかけることができ、児童の安全を守ることができる。

反面、保護された児童は、外出や学校への登校は基本的にはできないために、児童のストレスの高さや、学習保障の問題がある。そのため、児童の行動観察を主眼とした緊急性の低いケースに関しては、アセスメント一時保護と分類し、里親への委託推進・小規模化・地域分散化を進めていくこと、一時保護里親類型の創設に早急に着手し、概ね 5 年以内に子どもの権利が保障

各養育形態の「新しい社会的養育ビジョン」への対応度(表Ⅱ-1)

項目 形態	アセスメント一時保護	乳幼児の家庭養育原則	子どもニーズに応じた養育の提供	養育者の専門性
小規模	原則、乳幼児の受け入れ不可。学童の受け入れは可。	家庭と同様の養育環境は保障されない。原則乳幼児の受け入れができない。	児童のニーズに合わせたケアの提供は可。本園に併設のため、独自の支援が困難。心理療法担当職員は本園のみ配置。	ケア担当の社会福祉士、保育士は専門教育を受ける。
地域小規模	原則、乳幼児の受け入れ不可。学童の受け入れは可。	家庭と同様の養育環境は保障されない。原則乳幼児の受け入れができない。	児童のニーズに応じた養育は可。心理療法担当職員の配置はなし(本園のみ)。	ケア担当の社会福祉士、保育士は専門教育を受ける。
里親	乳幼児の受入れ可。養育里親と一時保護里親の区分が必要。児童相談所等のバックアップが必要。	家庭と同様の養育環境が保障。委託児童数は最多で4人。	児童のニーズに合わせた養育が可能。心理治療必要時には、児童相談所との連携が必要。	養育里親認定研修の期間が短く、専門性の担保は困難。養育者個人の資質による。
ファミリーホーム	乳幼児の受け入れ可。児童相談所等のバックアップが必要。	里親と比べ、子どもの数は5から6人と多いが、家庭と同様の養育環境が保障されている。	児童のニーズに合わせた養育が可能。心理治療必要時、児童相談所との連携が必要。	養育里親認定研修が短期間。専門性の担保が困難。養育者個人の資質による。

(小規模：小規模グループケアの略、地域小規模：地域小規模児童養護施設の略)：筆者作成

された一時保護を実現すると明記している。つまり、一時保護においても子どもの権利を保障するために、里親、ファミリーホームを中心とした家庭養護での養育形態を推進していく必要がある。

## (2) 乳幼児の家庭養育原則

次に、「乳幼児の家庭養育原則の徹底」および「年限を明確にした取り組み目標」に関しては、特に就学前の子どもは家庭養育優先の原則を実現するために、原則として施設への新規措置入所を停止し、2020(令和2)年度までに全国で行われるフォスタリング機関(里親養育包括支援機関)事業<sup>3)</sup>の整備を確実に完了すると示されている。

具体的には、愛着形成など子どもの発達ニーズから考え、乳幼児期を最優先にしつつフォスタリング機関の整備と合わせ、全年齢層にわ

たって代替養育としての里親委託率の向上に向けた取り組みを開始し、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満は概ね5年以内、それ以外の就学前の子どもは概ね7年以内に里親等委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以上を目処に里親等委託率50%以上を実現すると年次目標を設定している。同ビジョンが示された、2017(平成29)年末の里親委託率は全年齢層で19.7%であり、大改革であるといえる。

ケアニーズが非常に高く、施設等における十分なケアが不可欠な場合は、高度専門的な手厚いケアの集中提供を前提に、小規模・地域分散化された養育環境で、施設での滞在期間は原則として、乳幼児数ヶ月以内、学童期以降1年以内、特別なケアが必要な学童期以降の子ども3年以内を原則とするとしている。

これは、児童の権利に関する条約や児童福祉

法の改正で、乳幼児の家庭養育優先の原則が謳われており、その実現のための工程と捉えることができる。

つまり、児童の家庭に代わる養育環境としては、家庭養護のカテゴリーである里親、ファミリーホームが基本となり、施設は、親子関係再構築、アセスメント、里親委託・養子縁組のための準備、親子が分離しないための母子の入所支援の役割を期待されることとなり、入所期間もできる限り短期間にするとう理解することができる。長らく社会的養護を必要とする児童の養育の場の中心であった施設は、その役割を転換することとなると考えられる。

### (3) 子どものニーズに応じた養育の提供

養育形態と「子どものニーズに応じた養育の提供」に関して取り上げると、小規模グループケアでは、入所している子どもの規模が小集団であるために、大舎制と比べて児童のニーズに合わせたケアの提供はやりやすいと考えられる。しかし、大舎制（本体施設）と併設されているために、独自の生活プログラムの作成が難しい点がある。また、心理療法担当職員は本体施設にしか配置されていないために、専門的な心理的ケアの提供は困難といえる。

地域小規模児童養護施設では、小規模グループケアと同様に小集団を対象とすることと、地域で独立しているために、さらに児童のニーズに合わせた独自性のある養育はやりやすい環境にある。反面、心理療法担当職員は本体施設にしか配置されておらず、利用できる児童は小規模グループケアと比較しても極めて少ない。

里親の形態では、養育者の自宅での養育となるために、家庭的養護の施設と比較しても、さらに児童のニーズに合わせた養育はやりやすい環境であると言える。しかし、里親自身が心理治療等の専門性を保持する場合はまれである。

そこで児童に心理的ケアが必要な場合、児童相談所との連携が不可欠となる。

ファミリーホームも、里親同様に児童のニーズに合わせた養育はやりやすい環境と言える。しかし、里親と同様に児童に心理的ケアが必要な場合、児童相談所との連携が必要となる。

### (4) 養育者の専門性

各養育形態における養育者の専門性を比較すると、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設等は、社会福祉法人の経営によるところが大半であり、法人の職員採用基準や研修プログラム等を通して、養育者である施設職員は、一定の専門性と力量をもっているといえる。特に児童のケアを行う多くの職員は、社会福祉士や保育士などの福祉系資格を保有しており、養成校で一定の教育は受けていると考えられる。単に、家庭での子育てを経験したというのではなく、教育機関で知識やスキル、さらに発達支援の専門職として必要な価値などについて一定レベルに達していると考えられる。

里親では、養育里親認定研修の期間が短く、専門性が担保できているとはいえない。あくまでも養育者個人の資質に任されており、育児経験やモチベーションの高さ等で養育がなされている状況であると考えられる。ファミリーホームについても、里親と同様に養育里親認定研修の期間が短く、専門性の担保は難しく、養育者個人の資質に任されている状況である。

以上のように、新たな社会的養護ビジョンに挙げられた工程項目に照らして、各養育形態の特徴を検討した。養育者の専門性や、心理治療の利用については課題があるが、里親、ファミリーホーム等の家庭養育が養育の自由度が高く、より子どものニーズに応じた支援が期待できるのではないかと考えられる。

### Ⅲ. 施設養護とファミリーホームの比較

家庭養護のうちファミリーホームは里親とは異なり、グループホーム的な要素と家庭的な要素を併せ持つという特徴がある。ここでは、ファミリーホームと施設養護とを比較し、ファミリーホームの特性を抽出していく。

#### 1. パーマネンシー保障

「新しい社会的養育ビジョン」の核となっているものは、子どもの権利を最優先した家庭養育優先の理念と、実親による養育が困難な場合の特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親、ファミリーホームによる養育の推進である。

特に、養育者との愛着形成が必要な乳幼児期に関しては、原則として施設への新規措置入所を停止すると示している。乳幼児と養育者との愛着形成については、ホスピタリズム論をはじめ、さまざまな先行研究があるが、愛着の対象が不特定多数の養育者となる施設養護の養育環境では、愛着の対象が特定できにくく、その影響により入所児童と養育者である施設職員との愛着形成に不調が起りやすいという指摘がある。

例えば、大舎制の施設では入所児童は20名以上在籍しており、養育者となる職員の配置基準は次のように規定されている。0・1歳児に対しては児童1.3人対職員1人以上、2歳児では児童2人対職員1人以上、3歳以上幼児では児童3人対職員1人以上という割合である。つまり、少なく見積もっても、20名の乳幼児の入所児童に対して、7名以上の職員が、夜勤、夜勤明け、日勤、早出、遅出など三交代を基本とした交代勤務で、児童の養育にあたっていることになる。

具体的には、交代勤務をしているために、全

ての職員が揃うことはほとんどなく、20名の乳幼児を朝は夜勤明けの職員と、早出や日勤の職員の数名ほど、昼間は日勤の職員数名が中心に、夜間は夜勤、遅出の職員が養育する体制となっている。そうすると、児童にとっては、朝の養育者、昼の養育者、夜の養育者がそれぞれ変わることで、特定の養育者との愛着形成が難しいということがいえる。

小規模グループケア、地域小規模児童養護施設は児童の数も少なく、配置される職員もさらに少数であるが、交代勤務であること、人事異動、退職などで養育者が変わってしまうことがあり、特定の養育者との愛着形成はやはり難しいといえる。

児童養護施設の職員の離職率の高さも、パーマネンシー保障には大きな問題となる。認定NPO法人ブリッジフォースマイルが、2012（平成24）年6月に全国の児童養護施設に実施した施設運営に関する調査（有効回答158施設）では、職員の離職率は、全体で13.3%にもおよび、離職者のうち、勤続年数が3年以内の離職者が49%を占め、非常勤職員の3年以内の離職者数は73%にもほっている。このことから、施設養護で職員と入所児童が永続的に愛着関係を築くことは難しいといえる（ブリッジフォースマイル2013）。

ファミリーホームは、自営型の場合は養育里親の認定を受けた養育者夫婦が基本として児童の養育を行うこととなり、単身であっても専門の養育者が1名は必要であることが規定されている。法人型の場合でも、事業を行う住居に1名は専門の養育者が住んで、児童の養育を行うことが規定されているために、里親の規模が大きくなった養育体制というとならえ方ができる。また、養育者の入れ替わりは少なく、愛着の対象が特定しやすく、施設養護と比較し、愛着関係の形成がしやすい養育環境であることが利



点である。

## 2. 家庭的環境

ファミリーホームは、養育者がファミリーホーム事業を行う住居に生活の本拠を置くという特徴がある。そのような家庭的な養育環境で生活することにより、委託措置された児童は、より一般的な生活経験を積むことができる可能性が高い。

大舎制の児童養護施設のように生活単位の大きな施設では、ある程度効率を考慮し、集団としての動きが多くなる可能性が高い。例を挙げると、食事面では調理はまず栄養士が献立を決め、大人数の食事を調理師が専用の調理場で調理を行う。栄養面での管理、食材、調理の衛生管理も一定の規程があるために、入所児童が調理の場面に入り、調理をする前の食材に触れたり、実際の料理の工程を目にしたりする機会が限られる。また、冷蔵庫の中に入っている食材や飲料の出し入れまで管理され、自由に使うことができないこともある。日常的に児童が養育者と一緒にスーパーマーケットなどで食材を買い、調理することも難しい。

ファミリーホームでは、食事は生活の一部であり、児童も少人数であるため自由度が高く、より児童の嗜好に合わせた献立を考えたり、実際に食材を購入して調理をしたり、金融機関や行政窓口へ行くといった、より「あたりまえ」の生活体験を日常的に経験することができる。

地域小規模児童養護施設でも、養育環境の類似から同様のメリットが見込まれるが、施設によっては、大舎制である本体施設との兼ね合いで、「地域小規模児童養護施設を特別扱いすることはできない」と、本体施設のルールが導入されているという事例もある。ファミリーホームはそのような可能性は低く、より独自性のあつた家庭的な環境作りがやりやすいといえる。

## 3. 児童養育環境の規模

委託児童が委託前に被虐待を体験している割合は、2018（平成30）年厚生労働省による児童養護施設入所児童等調査によると、児童養護施設は約65%、ファミリーホームでは約53%、里親では約38%である。

児童養護施設での勤務経験のある筆者は、被虐待体験のある児童の入所が増える中、児童間の暴力、児童から施設職員への暴力、さらには施設職員による体罰（施設内虐待にあたる）を経験してきた。この背景には、児童が虐待を受けたことにより、自分自身も暴力的な対人関係を知らず知らずのうちに身につけてしまっていたり、感情や行動のコントロールが難しくなっていたり、他者への信頼感が乏しいために対人トラブルが生じやすかったりすることがその要因と考えられる。

筆者の勤務経験のある児童養護施設は、大舎制と、小規模グループケアの養育形態を併設していた。大舎制は建物の構造上、1部屋に4人の児童が同居する相部屋が基本であり、2人部屋や1人部屋は限られた児童にしか用意することができなかった。その結果、被虐待体験のある児童の入所の割合が増えるにつれ、児童同士のトラブルの増加が著しく、職員はその対応に振り回されることとなり、養育者として本来行わなければならない、児童の個別的な支援、学習支援、余暇支援、自立支援がしたくてもできない、あるいは超過勤務しなければできないという状態に陥り、負担感と、無力感、不全感を持ちながら児童の養育にあたっていた経験がある。

また、入所児童の立場に立って考えても、困難が多かったといえる。例えば、相部屋の同室の児童とのトラブルが起こった場合、そのトラブルで何らかの被害を受けた、立場の弱い児童が不安から自室に戻ることができず、居場所を

失い、あてもなく施設の中を徘徊している場面すらあった。

併設されていた小規模グループケアでは、児童の居室は個室が基本であり、年齢の低い児童でも2人部屋が保障できた。大舎制である本体施設から、小規模グループケアに移動した児童が実際に発言したことに、次のようなものがある。(小規模グループケアが)「本当の家みたい」、「落ち着く」、「静かだ」、「暇」、「本体施設に戻りたくない」、「(大舎制の本体施設より)自由だ」、「嫌な奴に気を遣わなくてよいから嬉しい」というものである。大舎制である本体施設から、小規模グループケアに移動した児童の本音である。このことから、小規模グループケアと児童数などの養育環境が類似しているファミリーホームでも、同様の効果が見込まれると考えられる。

社会的養護を必要とする児童の多くは、入所前の家庭、保護者との関係が虐待関係などにより、安心して生活できる環境ではなかったために、保護され、措置されている。本来、この児童は社会的養護の養育環境で、保護され、安心、安全な生活を保障され、そこで自分を取り戻し、回復し、他者との関係を構築していかなければならない。しかし、大舎制の養育環境では、常に緊張しなければならない状態にある児童が少なくないのが現状である。大きすぎる集団から小集団にし、入所児童には年齢に応じて、落ち着いて、安心することができて、他者の侵入が少ない自分だけの居場所が必要である。つまり、個室を用意するということが不可欠であり、その点でファミリーホームの養育環境は適しているといえる。

#### IV. ファミリーホーム促進の意義

##### 1. ファミリーホームと里親との比較

###### (1) 里親等委託率におけるファミリーホームの割合

里親等委託率(%)は、「里親・ファミリーホーム委託児童数」÷「乳児院入所児童数+児童養護施設入所児童数+里親・ファミリーホーム委託児童数」×100で算出される。2021(令和3)年3月現在、全国で22.8%となっている。

福祉行政報告及び家庭福祉課調べ(各年度末現在)によると、里親等委託率は2002(平成14)年度末の7.4%から年々向上し、2009(平成21)年度から制度化されたファミリーホームも含み、2012(平成24)年度末には14.8%に向上し、2014(平成26)年度末に16.5%に達した。これは、2010(平成22)年1月に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」において、家庭養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を2014(平成26)年度までに16%に引き上げる目標をクリアしている。

以上の統計調査の結果からみると、里親の中にファミリーホームが含まれ、この養育形態が今後、増加していくことは、里親数全体を増加させ、里親等委託率向上に寄与することにつながると考えられる。

###### (2) 委託措置への実親の親権者同意

里親制度が普及しない原因について、森泉(2011)は次の6点を指摘している。①里親の認知度が低い、②実親が里親委託を了承しない、③養子縁組を希望する里親と養育里親の混同、④里親研修や相談、レスパイトケアなど里親支援が不十分、⑤児童相談所にとって施設措置に比べて里親委託にはマッチング等で時間を要する、⑥海外との委託率の差異は文化的な要因、

と分析している。

①、③については今後啓発活動などで社会の認知度を高める活動が必要になるであろう。また、④、⑤については、今後フォスタリング機能の創設と支援が望まれるところである。⑥については、宗教や文化の面での相違であるために、長い年月をかけないと変化が難しいと考えられる。

ここでは「②実親が里親委託を了承しない」という項目について里親とファミリーホームの比較を行いたい。2011（平成23）年3月に厚生労働省より示された、「里親委託ガイドライン」では、里親委託優先の原則を示し、児童の実親である保護者の承諾について次のように説明をしている。

里親委託についての保護者の承諾に関しては、児童福祉法第27条第4項で「親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これをとることができない」と定められている。これは、親権者が反対の意志を表明している場合には、措置の強行をできないという意味であり、積極的な承諾がなくても、反対の意思表示がなければ、児童福祉法上、里親委託の措置を行うことは可能である。ただし、できる限り承諾が得られるように努めることは必要である。

つまり、日本では里親委託措置に関しては、基本的に実親の同意が必要であるということである。特に、養育里親に委託することについて、実親にとっては、「子どもを取られてしまうのではないか」「子どもが里親に懐いてしまうのではないか」「面会がしづらくなるのではないか」など実子の里親委託へ不安を抱くことがある。措置権者である児童相談所は、実親に対して里親制度の説明や、里親委託優先の原則など説明を行うこととなるが、児童の保護や分離の際、実親と児童相談所は敵対関係となり、十分な話し合いができない場合も多い。

その点で、児童相談所は「ファミリーホームは里親ではなく、ひとつの社会福祉事業である」という説明ができるために、実親が委託措置に同意しやすいことが考えられ、里親委託を推進する国の動向にも適応し、里親等委託率向上にも貢献するのではないかと推測できる。

### (3) 補助者の存在

ファミリーホーム事業では、養育専門者が夫婦の場合、補助者1名を非常勤で雇用することができる。また、養育専門者が単身や、夫婦でも一方が他の仕事をしているなどの場合、2名の補助者を非常勤で雇用することができる。そのことにより、補助員のいない里親と比較するとさまざまなメリットが考えられる。

2011（平成23）年8月に開催された、第6回ファミリーホーム研究全国大会では、補助者が存在することについて、参加者から次のような意見が挙げられている（社会的養護とファミリーホーム Voi.3、村田、2012）。

- ① 補助者がいることで養育専門者に心理的な余裕が生まれることが考えられる。例えば、養育専門者の一人が何らかの事情で入院をしなければならなくなったとき、実子を含め、委託児童をもう一方の養育専門者と補助者で養育することができる。里親ならば、そのような場合、児童の預け先を探さないといけない状態に陥ってしまう。
- ② 補助者がいることにより、外に出ることができる。その結果、里親の時より、研修会に参加する機会に恵まれていると感じている。
- ③ 元進学塾の教師に補助者として、スタッフになってもらった。その補助者に児童の学習指導をしてもらうことによって、飛躍的に児童の学力が向上した。

このように、補助者の存在は養育専門者の児

童の養育に対する孤立感を軽減し、養育に余裕を持たせることや、研修会に参加することで養育の専門性の向上を可能にすること、養育者がそれぞれの強みを活かし児童の能力を向上させることなど、里親にはないメリットがあるといえる。

また、補助者の存在は養育の密室化などの家庭養護のデメリットをカバーするために、非常に重要なポジションであるということもいえる。

## 2. ファミリーホームの利点

これまで、ファミリーホームと施設養護との比較、里親との比較検討をしてきたが、これらをまとめてファミリーホームの利点について論じる。

2014(平成26)年厚生労働省、ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループにより示された「ファミリーホームの設置を進めるために」では、ファミリーホームのメリットや意義について、次のように示されている。「小規模化された児童養護施設及び乳児院と同様に、社会的養護が必要な子どもを可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるが、養育者が24時間365日変わらずに子どもと生活し、養育者の家庭及び子どもの生活の場となる点で異なる」また、その利点を次のように示している。

- ① 養育者が変わらないため、一貫した関わりができる。
- ② 一般生活の家庭に近い環境。
- ③ 子どもの生活に目が届きやすく、個別の状況に合わせた対応を取りやすい。
- ④ 生活の中で子どもたちに家事や身の回りの暮らし方を普通に教えやすい。
- ⑤ 調理をすることにより、食を通じた関わりが豊かに持てる。

- ⑥ 近所とのコミュニケーションの取りかたを自然に学べる。
- ⑦ 集団生活によるストレスが少なく、子どもの生活が落ち着きやすい。
- ⑧ 安心感のある場所で、大切にされる体験を提供することにより、子どもが自己肯定感を高める。
- ⑨ 子どもたちが我が家という意識で生活でき、それが生活の主体性につながり、自立の力が日常生活を通じて身につけていく。
- ⑩ 家庭や我が家のイメージを持ち、将来家庭を持った時のイメージができる。
- ⑪ 自立を意識し、意図的に子どもに関われる。
- ⑫ 地域の子ども会、自治会に参加するなど地域での生活を体験することができる。

これらの利点と、筆者が検討したファミリーホームの利点を加えて整理すると次のようにまとめることができる。

第1に、里親、ファミリーホームともに共通する点であるが、特定の養育者の関係が築きやすく、関係の継続性が可能になりやすいことと、委託児童に「あたりまえ」の家庭生活を経験させることができる。

第2に、養育の密室性を回避できる点である。補助者がいることで、第三者の眼を入れることができ、また小集団を形成できる子どもの数は、子どもたちの社会性を育むことが期待できる。

第3は、施設養護と里親養育の中間的な位置にあることから、両者の利点を併せ持つことができる。

## 3. ファミリーホームの課題

ファミリーホームには利点だけでなく、課題も多い。ここでは、ファミリーホーム研究全国



大会で、参加者であるファミリーホーム実践者を中心に抽出された課題点をもとに、「養育者の負担」と「ファミリーホーム運営上の問題」について取り上げる（若狭：社会的養護とファミリーホーム 2015）。

### (1) 養育者の負担

ファミリーホームの利点として、一貫かつ継続した特定の養育者の確保、特定の養育者との家庭的な生活、補助者の存在、集団の規模、委託措置への実親の親権者同意などを挙げてきた。

このような利点には、安定した養育者との関係が効果的である一方、ファミリーホームの養育者は、補助者がいるとはいえ、委託児童の生活全般の支援、調理や家事、児童相談所などの対外機関との対応、地域との関係調整、委託児童の実親などの保護者対応、心理的ケア、自立支援を行わなければならない。当然であるが、実子のいる場合は、実子の養育も併行して行わなければならない。

また、ファミリーホームは第二種社会福祉事業であるために、会計処理、監査対応なども行う必要があり、負担を感じている実践者が多い。

ファミリーホームの委託児童は、前述したように約53%が委託措置前に被虐待を体験している。児童養護施設入所児童に近い割合の高さである。その児童は、心理面、行動面での問題を抱えている場合が多く、心理的治療が必要であるが、ファミリーホームには、制度上心理療法担当職員は必置となっていないため、運営上費用支出が難しく、雇用されていないことがほとんどである。委託児童と養育者との関係がより濃密になり、信頼関係が構築されやすいが、その一方で運営が閉鎖的になる可能性も高い。それを防止するためには、児童相談所との連携、里親支援専門相談員をはじめとする乳児院や児

童養護施設との連携、児童家庭支援センターなど里親支援機関との連携、市町村との連携を深める必要がある。今後、ファミリーホームを推進するためには、「新しい社会的養育ビジョン」で示された、フォスタリング機能の構築と、その実働が不可欠である。

### (2) ファミリーホーム運営上の問題

国の方針として、ファミリーホームを今後とも充実させ、推進していくことが打ち出されているが、ファミリーホーム運営にはさまざまな問題があり、ファミリーホーム運営者からは事務量の煩雑さや不安・疲弊といった声も聞かれている。

ファミリーホームは、措置費で運営されている。定員は5名から6名であり、委託措置児童の現員の措置費が支給される。そのため、委託児童数が減ると、急に運営費が減り赤字になり、養育者が個人財産を切り崩して運営せざるを得ないために、事業の持続が困難になってしまう可能性がある。また、少なくとも補助員を1名は雇用しているために、運営費が減ったからといえ、補助員を解雇するわけにはいかない。更に運営を圧迫することが考えられる。

ファミリーホームの開設については、持ち家、賃貸ともに可能である。賃貸の場合は自治体により差があるが、概ね月額10万円程度の家賃補助がある。しかし、委託児童に対して家庭的な生活環境を保障するために、全室を個室にすれば、最低6部屋のある住宅が必要である。また、別途養育者が生活するための居室、実子の居室、リビングなどを設置するとすると、広大な住宅が必要となる。持ち家、賃貸住宅とも特に大都市部では土地代、賃借料が高くファミリーホーム開設のために多額の費用を、個人財産から捻出しなければならない。それができないために、ファミリーホーム開設を断念する事

例も多い。今後、ファミリーホームの推進を行うためには、開設場所の地価、賃貸料に合わせた補助金、措置費の支給が必要となる。

#### 4. ファミリーホーム推進の必要性

ファミリーホームは、2009（平成21）年に制度化されてから14年しか経っていない新しい事業である。また、日本独自の養育形態であり、里親、施設と比べてもその有効性が高いため、今後、さまざまな課題はあるが推進すべきであると筆者は考える。

2016（平成28）年の児童福祉法改正を受け、子どもの権利をより保障するために策定された、新しい社会的養育ビジョンでは、里親委託優先の原則、家庭養護促進計画をさらに推し進め、里親等委託率の向上を具体的な数値目標、年次目標を定めて示した。しかし、現在2割程度の里親等委託率を短時間で5割、7割5分にするのは簡単ではないと考えられる。里親制度にもさまざまな課題があり、特に海外との委託率の差異が、宗教や思想、文化の問題であるとすれば、短期間で急激な里親等委託率の向上は難しいだろう。

一方でファミリーホームは日本独自の養育形態として、委託児童を増やしていく可能性も持っている。これまで論じてきたように、里親の一形態ではあるが、家庭養護の特質も併せ持ち、里親、施設の中間的な立ち位置としての特性を活かすことができるからである。今後ファミリーホームは、家庭養護促進のために大きな役割を担っていくことが期待されるだけに、支援を確実なものとするために、フォスタリング機能等の支援システムの充実が望まれる。

#### おわりに

社会的養護の歴史、動向をふまえ、社会的養

護を必要とする児童の特性、社会的養護を必要とする児童の権利擁護の観点から、施設養護、里親、ファミリーホームの各養育形態の比較検討をおこなった結果、ファミリーホームは、日本の文化や制度にマッチした事業であるという結論に至った。家庭養護の里親の1つの形態として、社会的養護を必要とする児童の養育に効果的な養育環境であるといえる。

諸外国と比較し、里親等委託率が極めて低く、施設偏重であった日本において、里親等委託児童数を飛躍的に伸ばすことは難しいと考えるが、課題はあるものの、ファミリーホームであれば、2022（令和4）年3月現在427か所の設置数を、大幅に増加させ、国が目標に掲げる1000か所の設置数に達成する可能性もあると考える。

ファミリーホームは、日本独自の養育形態として、今後、日本の社会的養護の中心となる可能性を秘め、大きな役割を果たすことを期待されているといえる。

ファミリーホームの有用性は、今回の研究結果から示唆されたと考える。しかし、事業自体が開始されてから日が浅く、養育者の専門性の問題や委託児童の養育への負担、委託児童への治療的支援の難しさ、事業開始のための費用負担、持続可能な運営費（措置費）、運営事務の負担など、改善が必要である課題は多い。今後、国が目指すフォスタリング機能の創設、実働が早期に現実化し、切れ間のない充実した支援が提供されることを切に望む。

また、今後は、当事者であるファミリーホーム委託措置児童への実態調査から、その意見を聞き、運営やケアに活かしていく必要があると考える。今後も、継続して本研究に取り組みたいと考えている。

## 注

- 1) 里親等委託率とは、「里親・ファミリーホーム委託児童数の和」を、「乳児院入所児童数、児童養護施設入所児童数、里親・ファミリーホーム委託児童数の和」で割り、百分率としたものである。2021(令和3)年3月時点で、全国平均で22.8%である。
- 2) 「新しい社会的養育ビジョン」では、対象児童の年齢別の里親等委託率の年次目標と数値目標は、3歳未満児はおおむね5年以内に里親等委託率を75%に、3歳以上の就学前児童は、おおむね7年以内に75%に、学童をおおむね10年以内に50%にそれぞれ引き上げることが示されている。
- 3) 厚生労働省が、質の高い里親養育を実現するために、都道府県(児童相談所)が行うべき業務を、「フォスタリング業務とは、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援」と定義している。(厚生労働省2018) なお、事業内容の全部又は一部を里親会、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、NPO法人等、当該事業を適切に実施することができる者と認められた者に委託して実施できるとしている。

## 参考文献

1. 浅倉恵一、「現代の子どもと児童養護施設の動向」、子どもと福祉 vol.1、明石書店、2008、pp.64-69。
2. 柏女霊峰、「新しい里親制度の概要と今後の課題」、里親と子ども vol.4、明石書店、2009、pp84-92。
3. 柏女霊峰、「子どもたちにあたりまえの生活を」、社会的養護とファミリーホーム vol.1、福村出版、2010、pp6-9。
4. 厚生労働省、「小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)実施要項」雇児発第0331011号、2009-03-31(2021-03-26一部改正)。  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000800585.pdf>、(参照2023-03-18)
5. 厚生労働省、「ファミリーホームの要件の明確化について(概要)」、2012-04-01。  
[https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki\\_yougo/dl/yougo\\_genjou\\_13.pdf](https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_13.pdf)、(参照2023-03-20)
6. 厚生労働省、「ファミリーホームの設置を進めるために」2014-03。  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000074598.pdf>、(参照2023-03-20)
7. 厚生労働省、「児童養護施設 運営ハンドブック」、2014-03。  
[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/syakaiteki\\_yougo/dl/yougo\\_book\\_2.pdf](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/yougo_book_2.pdf)、(参照2023-04-04)
8. 厚生労働省、「児童養護施設入所児童等調査結果」、2018-02-01。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09231.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09231.html)(参照2023-04-15)
9. 厚生労働省、「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」、雇児発0405第11号、2012-04-05。  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/tuuchi-70.pdf>、(参照2023-04-09)
10. 厚生労働省、「平成27年度先駆的ケア策定・検証調査事業 ファミリーホームの養育実態に関する調査研究報告書」、2016-03-08。  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000137330.pdf>、(参照2023-02-19)
11. 厚生労働省、「平成28年度先駆的ケア策定・検証調査事業 児童養護施設等の小規模化における現状・取組の調査・検証報告書」、2017-03。  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000174956.pdf>、(参照2023-02-20)
12. 厚生労働省、「新しい社会的養育ビジョン」、2017-08-02。  
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000173888.pdf>、(参照2023-02-20)
13. 厚生労働省、「社会的養育の推進に向けて」、2022-

- 03-31.  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000833294.pdf>, (参照 2023-01-11)
14. 厚生労働省、「地域小規模児童養護施設の設置運営について」、児発第 489 号、2000-05-01 (2019-10-04 一部改正).  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000727836.pdf>, (参照 2023-01-19)
15. こども家庭庁、「社会的養育の推進に向けて」、2023-04-05.  
[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbc16/e979bd1e/20230401\\_policies\\_shakaiteki-yougo\\_67.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbc16/e979bd1e/20230401_policies_shakaiteki-yougo_67.pdf), (参照 2023-07-29)
16. 全国里親委託等推進委員会、「平成 27 年度調査報告書」、2017-03.  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000080951.pdf>, (参照 2023-03-19)
17. 認定 NPO 法人ブリッジフォースマイル、「全国児童養護施設調査 2012 施設運営に関する調査」、2013-04.  
<https://www.b4s.jp/wp-content/uploads/2021/05/bfcf232bae6edc81cc25282451723ef9.pdf>, (参照 2023-01-28)
18. 橋本好市・明柴聰史、「児童養護施設の小規模化に関する考察と課題—大舎制から小規模ケアへ—」、園田学園女子大学論文集第 48 号、2014、pp147-163.
19. 林浩康、「これからの社会的養護と里親養育のあり方」、里親と子ども vol.10、明石書店、2015、pp6-13.
20. 古川隆幸、「なぜ日本の里親制度は普及しないのか」、佐女短研究紀要第 41 集：2007、pp77-88.
21. 村田和木、「問題提起と報告：お互いの長所を合体させた制度に」、社会的養護とファミリーホーム vol.3、福村出版、2012、pp34-39.
22. 森泉摩州子、「里親委託ガイドラインの目指すもの」、里親と子ども vol.6、明石書店、2011、pp94-97.
23. 森田喜治、「児童養護施設と被虐待児」、創元社、2017、pp165-171.
24. 若狭一廣、「ファミリーホームの運営と今後の課題」、社会的養護とファミリーホーム vol.6、福村出版、2015、pp52-53.



*Abstract*

## Promoting Family-Based Care and the Role of Family Homes in Social Care

Kazuhiro YABU

This research will focus on small-scale housing-type child rearing projects (hereafter referred to as family homes), which is one of the child-rearing systems of social care, and large-house systems, middle-house systems, and small-scale groups, which are the forms of foster care and residential care. By comparing family homes with care, local small-scale children's homes, we will clarify the differences between family homes, foster parents, and residential care, clarify their advantages and problems, and discuss how family homes will play a role in social care in the future. The purpose is to show how it can fulfill its role.